

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正の概要

第1	改正の概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う規定の整備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）
第2	改正の理由	条例により、屋外において一定の産業廃棄物を保管しようとする場合には、産業廃棄物処理業者である場合等を除き、保管の場所等の届出を義務付けているところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定（以下「特例認定」という。）の制度が新設され、特例認定の申請書類を定める省令改正により、上記の条例による届出事項を把握できるようになったため。	公布：平成29年6月16日 施行：平成30年4月1日等
第3	改正の内容	屋外において一定の産業廃棄物を保管しようとする場合の届出を要しない者に、特例認定を受けた者を追加する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第2号）
第4	施行期日	公布の日	公布：平成30年2月22日 施行：平成30年4月1日等

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正新旧対照表

新

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十二条 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 当該保管しようとする者が産業廃棄物処理業者又は法第十二条の七

第一項の認定を受けた者である場合

二以下 略

旧

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十二条 略

2 同上

一 当該保管しようとする者が産業廃棄物処理業者である場合

二以下 略